

京都市告示第 45 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 7 日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

四条通地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市中京区筭町，大文字町，柏屋町，米屋町，中之町，瀬戸屋町，八百屋町，帯屋町，阪東屋町，栴屋町，西魚屋町の各一部

京都市下京区立売西町，長刀鉾町，奈良物町，御旅町及び御旅宮本町

京都市下京区相之町，小石町，高材木町，元悪王子町，立売中之町，貞安前ノ町，大壽町，八文字町，徳正寺町，立売東町，斎藤町，順風町，稻荷町，橋本町，真町及び水銀屋町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)